

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	一部負担金の免除及び徴収猶予	
根拠法令・条項	国民健康保険法第44条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	災害により居住する住宅に関して著しい損害を受けた場合や、失業等により収入が著しく減少したことなどにより、医療機関等の窓口で一部負担金の支払が困難となった世帯について、必要があると認めるときは、申請により一部負担金の免除又は徴収猶予を行う。 1 対象となる理由 ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯主（主たる生計維持者である被保険者を含む。）が死亡したとき、障害者となったとき、又は居住する住宅に関して著しい損害を受けたとき。 ②事業・業務の休廃止や失業、干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作・不漁、世帯主（主たる生計維持者である被保険者を含む。）の死亡・入院・傷病により、世帯収入が著しく減少したとき。 2 期間 3カ月以内。ただし、1回に限り3カ月以内の延長が可能。 （徴収猶予は6カ月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の範囲内。） （堺市国民健康保険条例施行規則第5条） （堺市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する事務取扱要綱）	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	